



専門委員会等の委員選定に関する内規

平成 26 年 3 月 19 日 第 6 回理事会報告

(目的)

- 第 1 条 本内規は、専門委員会規程（0402）第 6 条に規定された委員を選定する考え方および選任の仕方を定めるものである。
- 2 部会、連絡会等あるいはその下部組織が、特別専門委員会を設置せずワーキンググループ等を設置して外部入金（受託金、賛助金等）で事業を実施しようとする場合の委員の選定に関しても、本内規を準用するものとする。

(基本的考え方)

- 第 2 条 委員は専門性、公平性、透明性および技術伝承と人材育成を考慮して選定する。

(専門性)

- 第 3 条 原子力に関連する当該分野の高度かつ最新の科学的知見を有する専門家により、論点についての専門的検討が十分おこなわれるよう委員を選定する。
- 2 委員は原則として一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）会員とする。ただし、特別専門委員会または調査専門委員会において検討分野が広範な専門分野にまたがる場合には、必要に応じて本会会員外の委員を選任することができる。
- 3 各専門分野の委員をバランスよく選任する。
- 4 複数の見解がある専門分野に関しては、できるだけ多くの見解を有する人を委員に選任する。

(公平性)

- 第 4 条 委員会においてもっぱら専門的な観点から検討・判断がおこなわれるよう委員を選定する。
- 2 偏った結論とならないようステークホルダーをバランスよく委員に選任する。
- 3 何かを評価したり、審査したりする委員会の場合、評価・審査される組織等と利益相反を生じる人は委員には選任しない。

(透明性)

- 第 5 条 委員選定の根拠を必要に応じて公開できるようにしておく。
- 2 主査は、幹事、予算管理者を兼任しない。
- 3 受託事業の場合、委託元に所属する者は主査、幹事、予算管理者とはしない。委託元に所属する者を委員とする場合、当該委員の利益相反に関する誓約書（別紙）を設立申請書等に添付しなければならない。また、当該委員は謝金を受け取ってはならない。
- 4 複数機関からの出資による場合は、前項の規定にかかわらず出資元に所属する者を主査、幹

事、予算管理者とすることができる。ただし、当該者の利益相反に関する誓約書（別紙）を設立申請書等に添付しなければならない。また、当該者は謝金を受け取ってはならない。

（技術伝承と人材育成）

第6条 本会としての技術伝承と人材育成を考えて委員を選任する。

- 2 年齢構成を配慮して委員を選任する。
- 3 継続的な委員会の場合、適宜主査，幹事，委員の交代を配慮する。
- 4 一人で複数の委員会の主査を務めることはできない。
- 5 一人が複数の委員会の幹事を務めることは避ける。
- 6 一人が多数の委員会の委員を務めることは避ける。

（予算と委員数のバランス）

第7条 委員の人数は委員会の目的や予算に応じて適切なものとする。

- 2 幹事的人数は原則若干名（以下）とし、委員会の目的や予算に応じて適切なものとする。

（常時参加者等の扱い）

第8条 常時参加者等を設ける場合、委員との責任・権限の区別を明確にする。

（改定）

第9条 本内規の改定は、企画委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

（補則）

第10条 この内規に定めるもののほか、委員選任に関し必要な事項は、企画委員会の定めるところによる。

附則

- 1 この内規は平成21年11月4日から施行する。
- 2 改定履歴
 - ①平成21年11月4日 第4回企画委員会制定
 - ②平成22年2月23日 第7回企画委員会改定
 - ③平成22年11月10日 第4回企画委員会改定
 - ④平成22年12月14日 第5回企画委員会改定
 - ⑤平成26年3月14日 第7回企画委員会決定、平成26年3月19日 第6回理事会報告

附則

- 1 平成26年3月14日決定の内規は、理事会報告の日から施行する。

利益相反に関する誓約書

私_____は、「●●●」特別専門委員会の委託元である〇〇〇に所属しており、「●●●」特別専門委員会の委員に就任することにより、利益相反による弊害が発生する可能性があることを認識し、利益相反による弊害が生じることのないよう、公平・公正に委員会活動をおこなうことを誓います。

平成 xx 年 xx 月 xx 日

所属 _____
氏名（自署） _____ 印